

水道用次亜塩素酸ナトリウム（与一取水場ほか 16 か所用）仕様書（単価契約）

- 1 品名 水道用次亜塩素酸ナトリウム（与一取水場ほか 16 か所用）
- 2 予定数量 約 163,000 kg （増減する可能性あり。）
- 3 規格等
 - (1) JWWA 規格適合品（特級）
 - (2) 外観 淡黄色の透明な液体
 - (3) 有効塩素濃度 12%以上
 - (4) 塩化ナトリウム含有量 2.0%以下
 - (5) 遊離アルカリ 2.0%以下
 - (6) 塩素酸 2,000mg/kg 以下
 - (7) 臭素酸 10mg/kg 以下
 - (8) 溶液比重（20℃） 1.16 以下
- 4 契約方法 1 kg 当たりの単価契約
- 5 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 6 納入場所
 - 葵区
 - (1) 静岡市葵区与一四丁目 1-81 与一取水場
 - (2) 静岡市葵区平和一丁目 7-1 井宮取水場
 - (3) 静岡市葵区千代二丁目 4-13 服織取水場
 - (4) 静岡市葵区安倍口新田 580-3 安倍口取水場
 - (5) 静岡市葵区安倍口団地 3-23-41 安倍口第二取水場
 - (6) 静岡市葵区柳町 162-4 柳町取水場
 - (7) 静岡市葵区城内町 80-1 城内配水場
 - (8) 静岡市葵区田町一丁目 70-38 田町配水場
 - (9) 静岡市葵区足久保口組 53-7 足久保配水場
 - (10) 静岡市葵区門屋 99 門屋浄水場
 - 駿河区
 - (1) 静岡市駿河区向敷地四丁目 12-37 向敷地配水場
 - (2) 静岡市駿河区南八幡町 10-37 八幡配水場
 - (3) 静岡市駿河区西中原二丁目 7-55 南安倍取水場
 - (4) 静岡市駿河区馬淵一丁目 17-45 馬淵取水場
 - (5) 静岡市駿河区登呂五丁目 3-1 高松取水場
 - (6) 静岡市駿河区西島 273-2 西島配水場
 - (7) 静岡市駿河区鎌田 153-1 鎌田配水場
- 7 納入日時 平日の午前 9 時から午後 5 時までの間で、購入所管課担当者が指示する。
- 8 納入方法等
 - (1) タンクローリーによる納入とし、発注のあるごとに、その都度購入所管課の指示する場所へ指示する期日までに、指示する方法により、発注のあった数量を納入すること。
 - (2) 1 回当たりの納入量 約 1,000～2,000kg
（発注は区ごととし、その区内での合計数量）

- (3) 納入予定回数
 - ア 門屋浄水場 月に2～3回程度
 - イ 門屋浄水場を除く16か所 月に4～7回程度
(1回の納入は同一区内で4～5施設程度)
- (4) 各施設のタンクに納入すること。

9 その他

- (1) 入札金額は、1kg当たりの単価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約単価とする。
- (3) 予定数量は、契約期間における購入数量を推定したものであり、購入数量を保証するものではない。
- (4) 支払方法は、月締めとし、翌月に提出される請求書の受領後30日以内に支払う。
- (5) 請求金額は、確定した数量に契約単価を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
- (6) 契約期間内は、契約単価の見直しを行わない。
- (7) 納入時には、一般市民及びその他の車両の運行の妨げとならないように注意すること。
- (8) 薬品納入時には、作業基準(購入所管課の指示する作業手順を含む。)を守り、漏洩等による環境汚染の防止に努めること。
- (9) 初回納入時には、納入する薬品の取扱に係る注意事項、安全性に係る確認結果等を記載した最新のSDS(安全データシート)を提出すること。
- (10) 納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムの品質検査については次のとおりとする。

ア 試験成績表-1又は認証登録証(初回納入時)

契約業者は契約締結後、購入所管課に対して、納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムが“水道施設の技術的基準を定める省令”別表第1に掲げる項目について、適合することを証明する試験成績表を提出するものとする(令和7年10月1日以降採取した試料によること)。試験方法については、最新の“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン”(厚生労働省健康局水道課通知。以下「ガイドライン」という。)及び“JWWAZ109”に基づき行うものとし、分析機関名を明記するものとする。

なお、日本水道協会等の認証機関による品質認証を受けた薬品については、ガイドラインに基づく試験成績表を省略することができる。ただし、その際には認証登録証等(有効期限内であるものに限る。)を提出すること。

イ 試験成績表-2(納入毎)

契約業者は納入毎に契約業者標準の試験成績表を提出するものとする。

- (11) 計量証明書については納入時に持参し、購入所管課職員の検査を受けること。
- (12) 不明な点は、購入所管課担当者と協議すること。
- (13) この物品調達に係る契約は、この物品調達に係る令和8年度静岡市各種会計予算が令和8年3月31日までに成立し、同年4月1日以降に双方が契約書に記名押印することによって確定するものである。